

## ○松阪市松阪市民病院医師等修学資金貸与条例施行規則（抜粋）

### （趣旨）

第1条 この規則は、松阪市松阪市民病院医師等修学資金貸与条例（平成23年松阪市条例第3号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

### （貸与の申請手続等）

第3条 条例第4条の規定により修学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松阪市民病院修学資金貸与申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

#### （2）条例第2条第1項第2号に掲げる者

ア 履歴書

イ 看護師学校（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号に規定する学校若しくは同条第2号に規定する看護師養成所をいう。以下同じ。）における在学証明書又は合格通知書の写し

ウ 看護師学校における学業成績証明書（修学年数が1年に満たない者にあっては不要）

エ 誓約書及び同意書（様式第2号）

オ 連帯保証人における前年分の所得証明書

2 条例第4条第2項に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とし、申請者に父又は母がある場合は、当該連帯保証人のうち1人は、父又は母から定めなければならない。

### （貸与の決定）

第4条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、書類の審査及び面接並びに必要な調査を行い、修学資金の貸与の可否を決定し、松阪市民病院修学資金貸与（不承認）決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

### （学業成績証明書の提出）

第5条 前条の規定により修学資金の貸与の決定を受けた者（以下「修学生」という。）は、修学資金の貸与を受けている期間中においては、毎年4月15日までに前学年度末における学業成績証明書を市長に提出しなければならない。

### （貸与の取消し及び停止通知）

第6条 市長は、条例第7条又は第8条第1項の規定により、修学資金の貸与の決定を取り消し、又は修学資金の貸与を停止したときは、松阪市民病院修学資金取消（停止）通知書（様式第4号）により、当該修学生に通知するものとする。

### （修学資金の辞退）

第7条 修学生は、修学資金の貸与を辞退しようとするときは、松阪市民病院修学資金辞退届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

### （修学資金の停止解除手続）

第8条 条例第8条第1項の規定により修学資金の貸与を停止された修学生が、復学して再び修学資金の貸与を受けようとするときは、松阪市民病院修学資金停止解除申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、審査を行い、修学資金の停止解除を決定したときは、松阪市民病院修学資金停止解除通知書（様式第7号）により当該修学生に通知するものとする。

### （借用総額確認書の提出）

第9条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、既に貸与された修学資金の全額について、直ちに松阪市民病院修学資金借用総額確認書（様式第8号）を市長に提出しなければな

らない。

- (1) 貸与期間が満了したとき。
- (2) 条例第7条の規定により修学資金の貸与を取り消されたとき。

(返還の猶予の申請等)

第10条 修学資金の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、条例第9条の規定による修学資金の返還の債務（以下「返還債務」という。）の猶予を受けようとするときは、同条各号のいずれかに掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に、松阪市民病院修学資金返還猶予申請書（様式第9号）に当該事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、書類の審査を行い、返還債務を猶予することの可否を決定し、松阪市民病院修学資金返還猶予（不承認）決定通知書（様式第10号）により当該被貸与者に通知するものとする。

(返還の免除の申請等)

第11条 条例第10条の規定による返還債務の免除を受けようとする被貸与者は、同条に該当する事実が生じた日の翌日から起算して1月以内にその事実を証するに足りる書類を添付して松阪市民病院修学資金返還免除申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。ただし、被貸与者が松阪市民病院（以下「市民病院」という。）の医師又は看護師でなくなった場合は、そのなくなった日の属する月の前月末までにこれをしなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、審査を行い、修学資金の返還免除を決定したときは、松阪市民病院修学資金返還免除通知書（様式第12号）により当該被貸与者に通知するものとする。

(返還の免除)

第12条 条例第10条第2項の規定による返還債務の免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところにより行うものとする。

- (1) 条例第9条第1号又は第2号の規定により返還債務の猶予を受けている期間中の12月31日に在職している被貸与者 同日における返還債務の残額を勤務すべき期間（条例第10条第1項第1号に規定する期間をいう。以下同じ。）の月数で除し、その年における勤務期間（臨床研修を開始した日以後の勤務した期間をいう。以下同じ。）の月数を乗じて得た額について同日において返還債務を免除する。
  - (2) 条例第9条第1号又は第2号の規定により返還債務の猶予を受けていた被貸与者で12月31日以外の日に猶予を受けることができなくなった者又は勤務期間が勤務すべき期間に到達した者同日における返還債務の残額を勤務すべき期間の月数で除し、その年における勤務期間の月数（同日が月の途中の場合は、同日の属する月の前月までの月数）を乗じて得た額について同日において返還債務を免除する。
- 2 前項各号の規定により算出した返還債務の免除額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとし、最後の返還免除の際に調整するものとする。
- 3 第1項各号の規定により返還債務の免除額を計算する場合において、なお返還債務の残額がある被貸与者が市民病院の医師又は看護師でなくなる場合は、そのなくなる日までの返還債務の免除額と、返還債務の総額との差額の金額を、条例第11条の規定により返還しなければならない。

(勤務期間の計算)

第13条 条例第10条第3項の規定により勤務期間を計算する場合においては、市民病院の医師又は看護師となった日の属する月から市民病院の医師又は看護師でなくなる日の属する月の前月（市民病院の医師又は看護師でなくなる日が月の末日の場合は、医師又は看護師でなくなる日の属する月）までを算入するものとする。

2 勤務期間中に休職（業務に起因する休職を除く。以下この項において同じ。）地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年12月24日法律第110号）第2条に規定する育児休業、松阪市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月25日条例第52号）第2条に規定する自己啓発休業、地方公務員法（昭和25年12月13日法律第261号）第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業、松阪市職

員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年1月1日条例第45号）第15条に規定する介護休暇、松阪市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成17年1月1日規則第36号）第16条第1項第9号で規定する産前休暇及び同項第10号で規定する産後休暇又は停職（以下「休職等」という。）の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月の前月（休職又は停職の期間の終了の日が月の末日の場合は、休職又は停職の期間の終了の日の属する月）までの月数を控除するものとする。ただし、休職又は停職の期間が終了した月において再び休職、停職の期間が開始したときは、その月を1月として控除するものとする。

3 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における勤務時間から控除する月数は、勤務時間に当該各号に定める率を乗じて得たものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日を週休日（松阪市民病院就業規則（平成17年1月1日規則第245号）第8条に規定する週休日をいう。以下この項において同じ。）とし、週休日以外の日において1日につき3時間55分勤務する場合 2分の1
- (2) 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において1日につき4時間55分勤務する場合 5分の2
- (3) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日において7時間45分勤務する場合 5分の2
- (4) 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を週休日とし、週休日以外の日のうち、2日については1日につき7時間45分、1日については1日につき3時間55分勤務する場合 2分の1

#### （返還）

第14条 被貸与者は、条例第11条の規定により修学資金を返還するときは、同条各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に松阪市民病院修学資金返還明細書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第11条ただし書の規定により修学資金の分割返還を申請しようとする被貸与者は、松阪市民病院修学資金返還方法申請書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、書類の審査を行い、修学資金の返還方法を変更するとの可否を決定し、松阪市民病院修学資金返還方法（不承認）決定通知書（様式第15号）により当該被貸与者に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた被貸与者は、条例第11条に規定する事由の生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間の2分の1に相当する期間内に、半年賦の均等返還の方法により返還するものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

#### （届出義務）

第15条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。 松阪市民病院修学資金に係る氏名（住所）変更届（様式第16号）
- (2) 退学し、休学し、若しくは停学処分を受けたとき又は心身の故障のため大学の医学課程若しくは看護師学校の課程を修了する見込みがなくなったとき。 松阪市民病院修学資金に係る履修状況変更届（様式第17号）
- (3) 大学の医学課程又は看護師学校の課程を修了したとき。 松阪市民病院修学資金に係る修了届（様式第18号）
- (4) 医師免許又は看護師免許を取得したとき。 松阪市民病院修学資金に係る免許取得届（様式第19号）
- (5) 連帯保証人が、次のいずれかに該当するに至ったとき。 松阪市民病院修学資金に係る連帯保証人異動届（様式第20号）
  - ア 氏名又は住所を変更したとき。
  - イ 死亡したとき。
  - ウ 破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が生じたとき。

(6) 連帯保証人を変更したとき。 松阪市民病院修学資金に係る連帯保証人変更届（様式第21号）

（死亡した場合）

第16条 連帯保証人は、被貸与者が死亡したときは、直ちに松阪市民病院修学資金に係る死亡届（様式第22号）に除籍抄本を添えて、市長に提出しなければならない。

（市民病院に勤務できなくなった場合）

第17条 被貸与者は、市民病院の医師又は看護師として勤務することができなくなったときは、直ちに松阪市民病院勤務辞退届（様式第23号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月24日規則第56号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。